

1年間のお試し契約

プチ顧問契約始めませんか？

今月から社会保険料が変わるって聞いたんだけど…

新しい社員が入ってきたけど、どんな手続きが必要なの？

Aさんが病気で休業することに。会社として何をすべきなんだ？

退職した人から次々と無茶な要求が…。困ったなあ。

月々 5,500 円（税込）※1
から始められる！

通常顧問契約に比べ、リーズナブルな費用負担で顧問契約が可能です。人事労務に関するご相談を承ります。※2
お試し顧問契約、手続きに慣れるまでのパートナー等としてご利用ください。
※1：契約期間は1年間、お支払は前払制です。
※2：文書作成・チェック等は別途費用を頂戴いたします。

電話相談、個別訪問対応！

お電話でのご相談への対応はもちろん、御社への個別訪問もさせていただきます。こんなこと聞いていいのかな…という遠慮はご無用です。
※相談対応：3回/月まで
(内、1回は訪問面談可能です。)

手続き費用 20%OFF！

労働保険・社会保険関係の各種手続き費用を、顧問契約なしに単発でご依頼される場合に比べ、20%OFFとさせていただきます。
複雑・煩雑な手続きをアウトソーシングしてみませんか？
※就業規則作成・助成金申請等は対象外です。

弊所では【プチ顧問契約】のお取り扱いを開始いたしました（従業員50人未満企業様対象）。
まずは1年間、弊所の顧問契約を体験していただけるプランをご用意いたしました。
”プチ”とは言え、ご相談に関して通常顧問契約並みのサービス内容とさせていただきます。
この機会にぜひ、社会保険労務士法人 大竹事務所のプチ顧問契約をご活用ください!!

社会保険労務士法人 大竹事務所

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14-3F
TEL:06-6147-4763 FAX:06-6147-4795